

「第 3 期北海道自殺対策行動計画（素案）」の検討状況について

1 概 要

(1) 計画根拠

自殺対策基本法第 13 条（都道府県自殺対策計画等）

(2) 計画期間

5 年間（平成 30 年度～平成 34 年度）

(3) 計画（素案）の概要

別添のとおり

2 検討状況

(1) 検討組織

北海道自殺対策連絡会議「計画部会」

（部会長～札幌医科大学医学部神経精神医学講座 河西主任教授）

※構成機関については、別添「北海道自殺対策連絡会議計画部会設置要綱」のとおり

(2) 検討状況

開催月日	検討内容	主な意見
H 2 9 . 6 . 2 7 (火)	<ul style="list-style-type: none"> 自殺総合対策大綱（素案）について 道内の自殺対策の状況確認について 第三期計画の概要について など 	<ul style="list-style-type: none"> 取組の地域間格差の解消 短期的目標の設定 数値目標必要。自損行為の搬送数など 自殺対策に係るコスト など
H 2 9 . 9 . 5 (火)	<ul style="list-style-type: none"> 新たな自殺総合対策大綱について 道計画の基本的な考え方について 北海道医療計画における自殺対策に係る領域の検討について 	<ul style="list-style-type: none"> 学校も含めた地域連携体制の構築 検証可能なモデル地区の設定 →成果を全道へ波及 成功事例の普及啓発 取組の遅延地域の理由等把握 自殺背景としての生活困窮や貧困 「生きるための促進要因」の仕掛け 家族を含めた支援の必要性
H 2 9 . 1 0 . 1 0 (火)	<ul style="list-style-type: none"> 最新の統計情報について 道計画（素案）について 今後のスケジュール確認について 	<ul style="list-style-type: none"> 「基本方針」のレベルごとの対策について、より詳細な説明必要 SOS 出し方教育の取組について記載不足 P D C A サイクルの実施を前提とした記載が必要 など

3 今後のスケジュール（案）

別添のとおり